

2012年3月14日

新たな消費者行政の充実・強化へ向けて (ヒアリング項目に沿って)

主婦連合会

会長 山根 香織

事務局長 佐野真理子

概要(新たな消費者行政の充実・強化へ向けて)

1. 消費者行政推進会議の「消費者行政基本計画」について

主婦連合会は2008年2月に消費者庁の設置を求める要望書を発表しました。その中で、従来の産業育成ではなく、消費者目線から、消費生活に身近な「安全」「取引」「表示」を一元的・総合的に担い、企画・立案・法執行の権限を持つ新たな消費者機関の設置を要求しました。

その設置構想の精神は後に「消費者行政推進会議」の議論に反映され、「消費者行政基本計画」として閣議決定されました。新たな消費者庁については設置へ向けて消費者目線としての6つの原則がまとめられ、その遂行にあたっては、後に国の責務として消費者庁及び消費者委員会設置法の中で「消費者の権利の尊重と自立支援」の政策を「積極的に推進する」という形で盛り込まれることになりました。

◆薄れつつある「原則」への熱意

しかし、発足して3年目にあたり、消費者目線に基づく「消費者の権利の尊重」などの理念は消費者行政の中で薄れつつあり、きちんと定着しているとは言いがたいのが実情です。消費者の権利の尊重よりも、事業者の利益と消費者の利益の調整に力を注ぐ従来の「調整行政」が依然として特徴的であると思わざるを得ません。消費者庁の企画・立案についても3年目に入ってもなお、所管法および共管法の見直しは進んでいません。今国会に初めて三法案が提出されることになったとはいえ遅すぎる対応と思わざるを得ません。

総じて、「消費者行政推進会議」が提示した基本原則については、その実現へ向けた成果項目を挙げるのが難しいのが実態です。

消費者行政推進会議の6原則は大筋を示したものであり、後に展開される熱い「消費者庁国会」での議論の中で基本的認識として共有化されたものの、それぞれの原則に関

する具体的施策については設置以降の課題として残されました。消費者委員会の設置についても消費者行政推進会議の検討当時は予定に入っておらず、後の国会での審議の過程で、与野党の合意のもと、全会一致で設置が決定されたものです。従って、6原則をそのまま現在の評価判断の基軸に据えることには疑問が生じます。

それを踏まえた上で、一言申し上げるなら、現在の「消費者庁体制」のあり方は、国会論戦で示された2つの機関の設置の理念からは逸れてしまっているということです。当時の社会的期待度を今一度、消費者庁職員、および消費者委員会の委員・事務局職員は想起して欲しいと思います。

2. 国民生活センターの移管について

国民生活センターの各機能の国への移管にあたり強化すべき点と留意すべき点は何か、というヒアリング項目については、まず「国への移管」を前提にしていることに重大な問題を感じます(資料1参照)。

主婦連合会では、「現在の国民生活センター」が、消費者庁などの「現在の国の機関」に移行されるなら、消費者行政は停滞もしくは後退する、と考えています。

その観点から私たちは、国民生活センターを独立行政法人改革の対象から外し、「法テラス型」のように、独立した法人として機能を強化・充実すべきであると主張しています。国民生活センターには、そもそも移管・一元化の前提にされた消費者庁との「機能の重複」はありません。

消費者委員会が昨年6月にまとめた報告書でも一元化についての「懸念」が表明されており、日本弁護士連合会や、多くの消費者団体も同様の意見を表明しています。この点への消費者団体と消費者庁との連携した実質的な検討がなされなかったことに、消費者からの「意見は聞き置くだけ」とも推測される現在の消費者庁の姿勢が示されていると思わざるを得ません。

3. 消費者行政の体制のあり方について

消費者庁と消費者委員会その他の消費者行政に係る体制のあり方として何が求められるか、については、主婦連合会は次のように主張します。

まず確認すべき点は、消費者庁も消費者委員会も、いずれの機関もまだハコモノができたに過ぎないことです。消費者の権利の尊重をめざす対応が可能となる中身の改革はいまだ途上に過ぎません。消費者行政の理念に基づく「人」と「体制」の整備が必要です。

少なくとも消費者庁にあっては、各省庁からの職員の出向方式を抜本的に改善することが求められます。

消費者委員会にあっては、委員の選定基準を明確にし、事務局体制の強化を図り、委員会としての透明性を確保し、監視機能を整備することが必要です。

2つの機関に共通することは、消費者からの意見を消費者政策にきちんと反映させる体制を早急に構築することです。この点を主婦連合会は、両機関設置以降たびたび要求してきましたが、一向に省みられていません。

また、地方消費者行政にあっては、消費者行政は地方自治そのものであるという点を踏まえ、自治体での「地域版消費者庁」への組織体制の再編を支援する措置を講じていくことが必要です。「地域主権」の理念実現へ向け、地方消費者行政が置かれている実情を踏まえた具体的措置として、地方消費者行政活性化基金の継続化も含め、いま何が必要か、この点への検討が求められます。

以下、ヒアリング項目に沿って、主婦連合会が考える消費者行政のあり方について報告します。

具体的検討課題（ヒアリング項目に沿って）

検討にあたって今一度確認すべきこと

- 「霞ヶ関にりっぱな消費者庁ができるだけでは何の意味もない」
- 「消費者行政の充実強化は地方自治そのものである」

1. 消費者行政推進会議の6つの原則に照らして現状を考える

消費者行政推進会議は、消費者行政の中でモデルのない初めての機関として消費者庁の設置を提案しました。当時は設置に対する各省からの反対意見があり、消費者団体の間でも「設置は無理」とする意見や、「新しい機関の設置よりも各省庁が実施している現行消費者行政の充実強化で対応できる」とする意見もありました。

それら様々な意見を検討・糾合しつつ、消費者団体や被害者の悲願とも言える「消費者庁の設置」が消費者団体・市民団体・被害者・弁護士会・司法書士会・研究者などで構成された「ユニカねっと」で提唱されました。「ユニカねっと」は全国署名・街頭宣伝・国会要請などを連日のように展開し、設置への国民世論を盛り上げました。

消費者行政推進会議の検討は、このような消費者・市民の意向、消費者の運動に支えられ、また、それをバックボーンに提示されたものです。主婦連合会からも同「推進会議」に1名が委員として参加しました。

6原則の中には、長年消費者運動を担ってきた消費者団体が提案し、盛り込まれたものもいくつかあります。その理念に沿った施策は実現不可能なものではなく、目指すべき消費者行政の体制整備へ向けた実現可能なものです。消費者行政の課題を整理し、消

費者問題を担うと期待される機関のあり方として提示されたものであることを今一度確認したいと思います。

ただ、「概要」で述べたように、消費者行政推進会議での検討当時は「消費者委員会」の設置は決定されていません。6原則そのままでは評価検討に限界があります。後の「消費者庁国会」を通した熱き議論の結果として提示された多くの国会附帯決議も検討の考慮に入れる必要があります。

これらの課題を踏まえつつも、ヒアリングで要求された6原則に照らして現状の取り組みを鑑みると、次の点で「原則」との乖離が見られます。

■ 消費者にとって便利でわかりやすいか

便利でわかりやすいためには消費者庁および消費者委員会について消費者への周知徹底、その浸透が前提です。消費者に寄り添う姿勢が求められ、消費者の意見が行政に届いているという実感が消費者の間で認識されることが必要です。

現状は依然として、消費者の意見を反映した施策展開が少ないのが実態です。「日本版スーパーコンプレインツ制度」など、意見の収集と施策への反映を保証する制度が整備されていないことも背景にあります。困ったとき消費者は地域の消費生活センターに相談を寄せ、これら相談事例をはじめ、ホットラインなどによる事例も最終的には消費者庁に収集されます。しかし、消費者と消費者庁との関係では、現在それら情報は一方通行となっています。消費者庁は便利さに欠け、わかりにくい組織になっています。ユッケ生肉事故、安愚楽牧場被害、茶のしずく石鹼被害などの消費者被害では、「ここぞ」というときに消費者庁の機能が発揮されませんでした。事業者監視や情報提供などの対応遅れが生じ、被害拡大を防げませんでした。なぜそうなったのか。問題と思われるのは、そのことを消費者や被害者から指摘されるまで消費者庁自らが切開できなかったことです。

■ 消費者・生活者がメリットを十分実感できているか

消費者が消費者庁及び消費者行政にメリットを感じるのは、消費者目線からの施策展開の推進によります。司令塔として機能を発揮し、情報の発信、注意喚起、悪質業者に対する法執行等、それら成果が消費者に実感されることが前提です。消費者庁にあっては、現在も各省庁で幅広く実施されている消費者行政を一元的・総合的に推進することが消費者のメリットに直結します。

しかし、司令塔としての機能を担保する消費者安全法第16条に基づく各省庁への措置要求の実績はまだほとんどありません。消費者庁は措置要求の必要性がなかったと説明していますが、この状況は、消費者問題が縦割り行政の中で深刻化している実態が直

視されていないことを示しており、消費者庁のメリットを十分感じさせる施策展開として実現していないことを表しています。「茶のしずく石鹼被害」などでは、メリットどころか、被害の拡大を防止できなかったとして「デメリット」を感じる消費者が多いのが実情です。厚労省や国民生活センターとの連携が十分とれていなかったことを示す事故ですが、その理由と対策について十分な検討が必要です。

■ 「迅速な対応」

迅速性については、冷凍ギョーザ事件の教訓を活かせなかった「ユッケ生肉事故」をはじめ「安愚楽牧場被害」「茶のしずく石鹼」など、多くの消費者事故で指摘されるように、迅速性に欠ける対応が挙げられます。一つ一つを教訓化して、消費者被害の発生・拡大防止へと結びつける実効性ある措置・制度の導入への検討も遅れています。迅速性への問題は司令塔としての機能にも連動した課題です。

→消費者委員会の「消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議」参照（平成 23 年 7 月 22 日）

■ 「専門性の確保」

専門性については消費者庁自身の専門性と、他省庁と連携することによる専門性の確保の 2 種類があります。

消費者庁の専門性で最も求められるのは消費者被害に対する深い洞察と認識です。発生した被害はもとより、「発生のおそれがある被害」についてこそ、再発防止へ向けた分析力と消費者目線に立った被害事例についての専門性が求められます。

その専門性は企画・立案・情報提供・法執行として現れますが、前述のようにそれら分野の取り組みはどれも十分とは言えません。この点について消費者庁自身が、「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」の検討の中で、消費者庁職員の「専門性欠如」を自己評価していたことでも示されます。

もう一つの専門性確保の道は、他省庁・他機関との連携です。消費者庁自身が独自に専門性を獲得する以上に、管轄官庁や専門機関との連携強化が「専門性の確保」には必要です。しかし、この連携が滞りなく進展しているかどうか、これまでの消費者委員会の「建議」「提言」「意見」の中でもたびたび指摘されてきたように、残念ながら批判的とならざるを得ません。

■ 「透明性の確保」

透明性を確保しているかどうかを判断する上で最も象徴的な例が「国民生活センターの一元化問題」です。当初同センターは「民間への移管・廃止を含めた検討の対象」と

なり、その見直しは独立行政法人改革の一環として「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」での検討がスタートしました。当初、タスクフォースはマスコミのみが傍聴可能でした。消費者庁の異例な対応に対し、多くの消費者から批判の声が上がり、その後、消費者委員会委員も傍聴できるようになり、最終的にインターネット配信となりました。

その検討途中で「消費者庁への一元化」が突然登場し、それに対する「懸念」や「反対意見」が全国で提起されても、一元化の方針は変わらず、そのまま検討が展開されてきました。独法改革の過程で、当初の方向性が変更され、消費者庁への一元化方針が示された経緯は極めて不透明と言えます。

また、透明性の確保で最も重要と思われる「情報公開」と「説明責任」についても不十分さが目立ちます。この2つは組織の透明性を確保するための車の両輪ですが、そもそも、消費者庁には消費者からの問い合わせに応じる直接の担当部署がありません。多くの消費者・市民団体は「意見」「要望」「提言」「声明」などを消費者庁に提出していますが、他の官庁と同様に、それに対する回答や返答をしないことを原則に業務が遂行されています。透明性を確保するシステム自体が不十分です。

この点は消費者委員会も同様で、消費者からの意見が本当に政策決定場面に届いているのか、外部からはうかがい知ることができない仕組みとなっています。

消費者庁及び消費者委員会は、モデルのない新機関として設置されました。そうであるなら、他省庁より一歩先んじた仕組みを構築することがパラダイムの転換に適う措置と思われる。しかし、そのような措置は依然実施されていません。

■ 「効率性の確保」

消費者行政の一元化は組織の一元化を第一のステップにし、以降は運用の一元化・整合化へと推進されることが求められます。それが「効率性の確保」につながります。

現在の消費者庁は、各省庁からの出向人事による各課の縦割りになっています。もともと効率性の観点からの人事・組織体制ではありません。その点が、消費者事故に対する情報提供と執行について問題が生じる背景にあります。

一つの例が消費者事故に関する情報の収集・分析・提供です。例えば、消費者庁に収集される「重大製品事故」と「重大事故」は、消費生活用製品安全法と消費者安全法という別々の法律に基づき収集されています。事故情報の中には同じ情報が重複して収集されるものもあります。2つの法律のそれぞれで収集ルートが異なることから、当初から分析・提供体制にも課題が提起されてきました。分析結果に関する2月の国会報告ではどの事故情報が重複しているのか、全てが判明するようにはなっていません。二法の整合化、効率化とともに、運用面について、行政機関の長からの情報通知の改善が早急

に求められます。

→消費者安全法第 13 条に基づく「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果報告」(消費者庁に収集される情報の分析結果の国会報告)に対する消費者委員会の意見参照(平成 22 年 6 月 25 日、平成 23 年 3 月 4 日、平成 23 年 6 月 24 日)

また、消費者庁は安全、取引、表示の分野を管轄しているものの、執行の効率の面で関係法律の発動要件に疑問が生じることがあります。所管法のどの法律が適切か、判断が問われる例です。表示の分野でも景品表示法、JAS 法、食品衛生法、特定商取引法、家庭用品品質表示法など関連する法律が様々存在していますが、問題の案件がどの法律に該当するか、果たして執行要件にあう法律として発動されたのか、その点への疑問です。庁内での検討をはじめ、地方自治体との連携の面で不透明に思える執行例があり、実際に課を超えた判断がなされているのか、自治体連携の上での判断なのか、このような課題が想起されます。これは執行面での効率性の課題です。

2. 国民生活センターの各機能の国への移管に当たり、強化すべき点、留意すべき点は何か。

この問題については概要で述べたように、主婦連合会は「現在の国民生活センター」の「現在の国の機関」への移管により、消費者行政は後退する可能性があるとして、移管そのものに反対を表明しています。

消費者行政が停滞し、後退するという可能性については、国民生活センターの移管それ自体に「懸念」があり、その「懸念」が解消されていません。

しかも昨年 12 月には、それまでの「消費者庁への移管」から「消費者庁を含む国への移管」という方針が提示され、改めて移管先として消費者庁以外に、内閣府、経済産業省、さらに消費者委員会などいくつかの候補機関が示されることになりました。ADR 機能については消費者委員会へ、あるいは内閣府へ、との提案もあります。

国民生活センターの「相談・あっせん・ADR」の業務は不可分一体として位置付けられ、ADR を国の機関に移行させることには問題が生じることが指摘されています。相談・あっせん・ADR については「民間でも国でもない国民生活センター」が担うことで消費者行政の強化へとつながります。

法執行機関への相談・あっせん部門の移管・一元化については、それが自治体では可能であっても、国の場合は事情が異なります。実際、相談窓口を持つ経済産業省や総務省、金融庁では、あっせんまでは実施していません。

国民生活センターを消費者行政の中核的機関として位置付け、消費者庁、消費者委員会、地方消費者行政全体の充実・強化へとつなげていくには、国への移管ではなく、同

センターを独立行政法人改革の対象から外し、独立した法人組織として機能強化を図ることが必要です。それこそが同センターの機能を生かし、消費者行政を強化できる道と言えます（資料 2 参照）。

3. (1)消費者庁、消費者委員会、その他の消費者行政に係る体制のあり方として求められること。及び、(2)国民生活センターの機能を担う国における具体的な組織についてどうあるべきか。

(1)「消費者庁、消費者委員会、その他の消費者行政に係る体制のあり方として求められること」について

次の 4 点を取り組み方針に位置付けるべき、と思います。

- パラダイムの転換を再度認識し、「理念」の再構築を
- 国会附帯決議の忠実なる遂行を
- 消費者問題の現場となる地方消費者行政の充実強化
- 特に透明性を確保

◆消費者庁についての当面の改善項目

- ① 他省庁からの出向人事体制を見直し、プロパー職員体制を作る
- ② 所管法と共管法に関する消費者行政一元化へ向けた整合性ある見直しを図る
- ③ 消費者行政は各省庁で幅広く実施されていることを踏まえ、司令塔機能の発揮へ向けた実効性ある運用強化を図る
- ④ 地方消費者行政の充実支援へ向け思い切った施策を展開する——消費者委員会の「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」（平成 23 年 4 月 15 日）を尊重する
- ⑤ 意見の申出制度・異議申立制度を整備する

◆消費者委員会についての当面の改善項目

- ① 審議会機能を見直し、監視機能を強化する
移行が適正な審議会については消費者庁に移す
- ② 事務局体制の整備
「安全」「取引」「表示」の問題分野に対応できる事務局員の拡充を図る
- ③ 広報・公聴体制の整備
消費者からの「申出制度」を導入し、消費者の意見の反映を確保し、消費者の意

見を政策に反映させるよう受け止め、消費者行政に届ける

- ④ 消費者情報の収集体制を整備し、それを基にした「自ら調査」の積極的推進を図る

◆地方消費者行政についての当面の対応策

- ① 消費者委員会の「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」（平成 23 年 4 月 15 日）を尊重した対策を導入する
- ② 地方消費者行政の充実強化へ向けて消費者・市民・高齢者・乳幼児保護者等の地域団体との連携ネットワークの構築へ向け、その支援策を検討する

(2)「国民生活センターの機能を担う国における具体的な組織についてどうあるべきか」について

この点についての主婦連合会の主張は前述の通りです。「現在の国民生活センター」の機能を、「現在の国の機関」に移行・一元化した場合は、消費者行政の停滞もしくは後退につながる可能性を否定できません。

あえて国に移管する方策が適切との理由を見出すのなら、それは「国家財政的観点から」であり、その理由自体、消費者行政の軽視を示しています。

国民生活センターにあっては、同センターの意思決定過程の透明性、外部有識者によるチェック体制の強化など、運営方法の見直しについて検討し、「国への移行・一元化」とは別に、昨年 12 月にまとめられた「検証会議」の報告書にあるように、もう一つの選択肢である「独立した法人形態」を検討対象に含めるべきことを再度提案いたします。

以上

主婦連発第 11-125 号
2012 年 1 月 6 日

国民生活センターの見直しに関する政務三役の決定及び大臣声明に反対します
～「いわゆる政府から独立した組織のあり方」を検討対象に含めることへの要望～

主婦連合会
会長 山根香織

山岡賢次消費者担当大臣は、昨年 12 月 27 日、「国民生活センターの在り方の見直し」に関する政務三役の協議結果として、同センターの各機能を「国へ移行することが妥当」とする旨、記者発表されました。その中で、「平成 25 年度を目途に国民生活センターの各機能を国へ移行するため所要の法整備等を行う」との判断を示されました。これは、「検証会議」における「中間取りまとめ」の結果とそこでの議論の経緯を軽視した極めて拙速と思われる判断であり、消費者行政の今後について大きな禍根を残すものです。この判断は、昨年 8 月のタスクフォースの取りまとめ段階で、なぜ当時の政務三役が検証会議での再検討を要請したのか、その趣旨を軽視することに加え、検証会議での検討課題や、その後の検討経緯、及び、検証会議に対する消費者団体等の意見を省みようとしない姿勢を示したものであり、結局、検証会議の中間取りまとめを都合の良いように解釈したものと考えざるを得ません。

主婦連合会は、「国民生活センターの国への移行」には、なお懸念が多いことを踏まえ、以下に示すように、政務三役の判断及び大臣声明に疑義を提示するとともに、改めて「政府から独立した法人」としての選択肢も検討対象に含めるべきであることを訴えます。

記

- (1) 主婦連合会は国民生活センターを「政府から独立した法人」と位置付けるべきであり、その方向性に沿った見直しを検討すべきであると要求してきました。その方向性は検証会議の中間取りまとめにも記載されております。しかし、大臣声明は、その主張について「実現を図ることは難しい」とし、その理由として、①深刻な財政状況②国民生活センターの機能を強化する必要性③政府全体の独立行政法人改革の動向、の三点をあげています。しかし、③について、そもそも私たちは、国民生活センターを独立行政法人改革の対象に含めるべきはないことを提案しており、②については、国センの機能強化こそ必要と主張してきました。また、①の「深刻な財政状況」は一般論に過ぎず、国民生活センターの消費者行政に占める特殊性と、独

立した組織として存立する意義を考慮していないものです。新しい法人になるとはいえ、今まで以上の財政支出を招くものではありません。要するに、私たちの主張に対する反対理由としては納得できるものではありません。

- (2) 大臣声明は、主婦連合会などの政府から独立した法人という主張については「国への移行の中でその趣旨を活かすことが現実的であると判断した」としています。しかし、国の機関へ移行することと、政府から独立した法人として存立することとは、そもそも趣旨が異なります。「その趣旨を活かす」ということは言葉遊びに過ぎません。
- (3) 検証会議の検討の場では、今回の見直しの起点となった「国民生活センターと消費者庁との業務の重複」について、「重複はない」との意見が主婦連合会からの委員をはじめ、何人かの委員から強く提示されました。この点について大臣声明は何ら触れておらず、十分な検討の片鱗すらなく、重大な問題を残すことになりました。業務の重複が「ない」のに、「ほとんど重複している」とみなして国への移行を進めるなら、消費者行政強化につながらないばかりか、職員の削減を招く結果となります。業務に「重複はない」ことをきちんと見据えた検討を要求します。
- (4) 大臣声明にある「国」への移行とは、業務が重複しているとみなされている「消費者庁」への移行のことであり、それをどの機関への移行かあいまいにしている点で議論の広がりがあるかのような、誤解を与える内容となっています。この本質が隠されていると思わざるを得ません。大臣声明は、反対や懸念の強かったタスクフォースのとりまとめに依拠した判断であり、時計の針を戻す内容であると言わざるを得ません。
- (5) 主婦連合会の「政府から独立した法人」という国民生活センターの組織のあり方は、「法テラス型」などが参考にできます。決して非現実的な内容ではなく、選択肢から排除すべきものではありません。

以上の点から、主婦連合会は、12月27日の三役決定に基づく大臣声明について反対を主張するとともに、検証会議の中間取りまとめにあるように、「政府から独立した法人」についても選択肢から排除することなく、検討対象に含めることを要望いたします。

以上

2012年2月12日

内閣府消費者担当大臣

松原 仁 様

国民生活センターの「国への移行」について ～反対の理由と対応策～

主婦連合会 佐野真理子

2月10日、松原消費者担当大臣は、『「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」の開催について』という大臣決定事項を発表され、同検討会の名簿、検討会の構成、その検討事項を提示されました。これは、今年1月20日の「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」と、昨年12月27日の「国民生活センターの在り方の見直しについての消費者担当政務三役の判断」などに基づく措置とされます。そのため、設置された「検討会」は、その名称にあるように、国民生活センターを国に移行させることを前提にした検討を目的にすることを明確にしています。

私は、同センターの「国への移行・一元化」については、今なお、消費者団体や消費生活相談員、弁護士・司法書士、研究者など、これまで消費者問題の解決へ向けた活動を展開進してきた諸団体・機関などから強い懸念と反対があること、同センターを国に一元化するのではなく、独法改革の対象外となる新たな「独立した法人組織」として位置付け、そのあり方を消費者行政全般の中で検討することこそ重要、と訴えてきました。その趣旨は、今年1月6日の主婦連合会の「要望書」としても述べています。

しかし、今回、その要望が省みられることなく国への一元化を前提にした「検討会」が設置されたことから、改めて検討の前提や方向性に疑義があることを提示することにいたしました。懸念するのは、このままでは「行政刷新」の視点からの検討になりかねず、消費者行政の強化・充実の阻害要因ともなる、ということです。

それを回避するために、消費者庁設置時の国会附帯決議、法律の附則事項などを踏まえた観点を尊重することを強く求めます。その一環として、国民生活センターを「独立した法人組織」として位置付ける選択肢を排除すべきではありません。以下の点からその理由を述べます。

1、なぜ、独立した法人組織としての国民生活センターが必要か

今年発足 42 年を迎える国民生活センターは、国民生活の安定・向上へ向け、その総合的見地から、消費者への情報提供や調査研究を行う活動を展開してきました。

その担うべき基本的機能・役割は、消費者からの相談・紛争処理、調査研究、商品テストなどを通じた情報提供にあります。一方では、各地の消費生活センターを支援し、連携するなど消費生活センターの中核的センターとして、また地方消費者行政の充実・強化への役割も負っています。

これら同センターが担う機能は 42 年の歴史の中で、実績に基づき必要性が常に再認識され、社会的に定着してきたものです。それら機能の発揮のあり方や、同センターの運営のあり方などについては別途検討すべき課題がたくさんあるものの、今回のような「国への移行・一元化」への必要性について、それを求める意見・要求はこれまでありませんでした。むしろ、同センターをめぐって消費者団体が取り組んできことは、社会環境の変化を背景にした、ときの政府・政権から要求される組織や機能の縮小についての反対運動です。独立した組織としての、同センターの必要性を消費者団体が実感していました。組織として、次のような特徴を同センターが有しているからです。

①国民生活センターは、各地消費生活センターを支援する中核的センターとしての機能を担います。消費者問題における地方支援を推進する中心的・実践的機関です。

(各地消費生活センターをオンラインで結ぶ PIO-NET 情報の収集・分析・発信を推進させ、各地消費生活センターからの依頼で実施する相談テスト、解決困難事案などを対象とした各地センターからの経由相談を実施しています。また重大紛争事案などを対象とする ADR 事業に取り組み、その紛争処理内容については各地消費者センターに情報提供し、解決策を共有化しています)

②国民生活センターは、法執行権を持たない実施機関として、消費者への幅広い情報提供を柔軟に展開します。民間ではない、同時に、法執行を背景とした国の機関でもない、迅速な判断・行動を推進できる機関として、社会的信頼を得る機関となり得ています。

(情報提供は、悪質商法の手口公表から、テスト結果に基づく注意喚起情報、国民生活動向調査結果まで幅広いものです。また、相談・あっせん、ADR 事業

では、法執行権を持たない機関としての特徴として、柔軟な対応を実施し、ADR 事業では年間 100 件以上の手続き申請を受け付けています。独立行政法人として国民生活センターは認知度が 2 番目にとという調査結果もあります)

③国民生活センターの各機能は、消費者問題への現場感覚を背景にして発揮されるものであり、その現場感覚は検討予定の国への一元化ではなく、独立した機関の中でこそ、培われていくものです。

(相談・あっせん、ADR 事業、各地消費生活センターからの経由相談、相談員研修事業、各種調査事業は、いずれも現場感覚を培い、現場感覚を反映させて実施される事業です)

この機能発揮の背景にある同センターの特徴は、国に移行されることによって大きく変貌します。消費者委員会が昨年 6 月に提示した「消費者行政体制の一層の強化について」(報告書)では、有識者ヒアリングにおける元会計検査院長の金子晃氏(現慶応義塾大学名誉教授)の次のような指摘が紹介されています。

「一般に組織の在り方の見直しを行うに当たっては、当該組織のそれまでの成果等について、経済性、効率性のみならず有効性の観点から検証する必要があるとされており、その検証に当たっては、専門性、客観性及び信頼性を有する識者を集めて行う必要があるとされているが、国民生活センターについては、そのような検証が十分になされていない。したがって、速やかに国民生活センターの成果等についての検証にも着手すべきである」

そのような検討は現在も実施されていません。このまま国への機能の移行・一元化を図ると、次のような重大な問題が発生する可能性があります。充実・強化ではなく、消費者行政の後退です。

2、国民生活センターが国に一元化されることによる問題点

①機能の弱体傾向をさらに助長させます

上記 1 の位置付けがあるとはいえ、これまでの国民生活センターには組織体制の強化や運用の面で、上記①～③の特徴を十分活かす環境整備が進まず、むしろ見送られ、後退することすらありました。独立行政法人改革の中での直接相談の廃止など、一律に組織改変がなされたことに象徴されます。一元化はそ

の機能の後退・弱体傾向をさらに助長させるものです。

②現場感覚の喪失へとつながります

消費者問題でもっとも重要なのは現場感覚です。国の機関へと一元化することは上記1の特徴を失うばかりか、現場感覚の喪失を招いていきます。その影響は消費者行政全般にわたることになります。

③間違った認識に基づく一元化であることからその後の影響は甚大です

「国への一元化」が主張された背景には、国民生活センターの機能のほとんどが消費者庁と「重複している」との前提がありました。しかし、私たちは、国センと消費者庁との間では、ほとんどの機能・業務において「重複はない」と判断しています。重複が「ない」のに「ある」との間違った認識で一元化されると、国民生活センターが担ってきた本来の機能の減退となるばかりか、「重複」の名のもとに職員の大幅な縮小も招くことになります。【別添 参考資料】

④相談・あっせん・ADR・研修についての懸念は払しょくされていません

消費者委員会は、昨年6月の「消費者行政体制の一層の強化について」という報告書の中で、国民生活センターと消費者庁の機能は「まったく異なる」ものであり、「一方の事務を他方の事務で埋め合わせることができる性格のものではない」と指摘しています。仮にそれを消費者庁（国）に一元化した場合、次のような問題が生じるとしています。

- 「法執行権を持つ消費者庁によるあっせんという関係になり、混乱が生じる」
- 「あっせんで所管省庁と調整する場合は処理が遅滞する可能性がある」
- 「あっせん結果が消費者庁による業界指導と見られる可能性がある」
- 「個別事案におけるあっせん判断が法令の有権解釈と誤解される懸念があり、事業活動の委縮を招く可能性がある」
- 「従来の国民生活センターが実施してきた消費者側への訴訟支援などの援助を行うことができなくなる可能性がある」等

この指摘は相談・あっせん・ADR・研修事業の後退を懸念するものです。

⑤機能は一体補完的・連携的であり、ADR事業の分離設置は問題です

また、国民生活センターは、相談、あっせん、商品テスト、研修、ADR等の事業がそれぞれ一体的に実施されており、相互に補完・連携されて推進されて

います。このことは、タスクフォースのまとめでも確認されています。ADR 機能を分離することは一体的推進の後退を意味し、全体としての機能喪失が指摘されます。したがって、ADR 事業を例えば消費者委員会に分離して設置する場合も、機能発揮の阻害要因となります。

⑥国への移行・一元化では地方消費者行政の充実・推進に結び付きません

各地消費生活センターの支援は、国民生活センターの重要な役割の一つです。その支援は、地方消費者行政の充実・強化につながり、消費者行政の推進要因となっています。国への一元化によってこのような地方消費者行政への支援のチャンネルが減少することは明らかです。

地方消費者行政の充実・強化こそ、国民生活センター、消費者庁、消費者委員会など、消費者行政全般の在り方の中で検討すべきなのに、その適正な検討が後回しになっています。国民生活センターによる地方支援の在り方の検討を急ぐべきです。

【消費者行政強化のために】

本来、国民生活センターのあり方は、新しい消費者行政のステージが設定された 2009 年以降、消費者庁、消費者委員会、地方消費者行政など、消費者行政全般を見直す中で、検討されるべき課題です。今回の「検討会」はあらかじめいくつかの選択肢を排除し、総合的判断を封鎖するような形でスタートするものと思わざるを得ません。

導き出された「国への一元化」は、「機能の民間への移行」「廃止」などの行政刷新の一環として提起され、「民間移管」や「廃止」に対する全国的な反対運動の中で、突如、浮上したものです。いわば「国への一元化」は依然として選択肢の一つに過ぎないものであり、十分な国民的コンセンサスを得ていません。実際、「国への移行・一元化」が決定されて以降も、主婦連合会、ウォッチねつと、日本弁護士連合会などが「拙速判断」として反対を表明しています。

主婦連合会は、国への一元化ではなく、独立した法人組織として国民生活センターの充実・強化を図ることこそ、消費者行政全般の充実・強化につながると考えます。昨年 12 月の「検証会議の中間まとめ」に明記された「独立した新たな法人形態」への検討を要求するとともに、その点に留意しないままの検討は拙速となること、消費者の意見が反映されない措置であることを改めて指摘したいと思います。

国民生活センターの組織の見直しは、同センター独自の問題ではなく、多くの関係者とともに、消費者行政全体の中で検討されるべきものです。

にもかかわらず、消費者庁は同庁独自の判断で、国民生活センターとタスクフォースを設置させ、当時者のみの判断を優先させる措置を講じてきました。タスクフォースの期間中も、多くの反対意見が全国から寄せられました。

しかし、消費者庁は、それら意見を反映させることもなく、同センター一元化への検討に多くの時間をかけてきました。昨年 8 月に当時の細野豪志消費者担当大臣が、「消費者庁への一元化」を結論付けた「タスクフォース」の結論に対し、「このままでは消費者団体等との亀裂を生じる」として再検討を求めたことは英断だったとはいえ、その後の「第三者検証委員会」での中間報告書に盛り込まれた「独立した法人組織」としての選択を排除したままの検討は、一層の亀裂を生じさせるものと考えます。消費者団体は、現在も消費者行政のあり方として、国民生活センターの「独立した法人組織」案について検討を続けています。

国民生活センターの見直しを検討するのなら、上記の点を踏まえ、国への一元化という拙速な判断にならないよう、消費者・国民のコンセンサスを形成できる内容となるよう、要求します。

以上

消費者庁・国セン 機能対照表

機能	消費者庁	国セン	重複の有無	備考
企画・立案	○	×	×	
法執行	○ (安全法, 特商法, 景表法など)	×	×	
相談あっせん支援	×	○	×	
ADR	×	○	×	
商品テスト	○ (安全法・消安法に基づくものや, 景表法等の執行のために実施)	○ (地方支援の一環としての相談支援。注意喚起は安全法等にこだわらずに実施)	×	目的・性格が異なる
資格制度	×	○	×	
PIO- NET整備	×	○	×	
相談員研修	×	○	×	
行政職員研修	○ 法執行強化が目的	○ 消費者行政の推進に必要な知識の習得が目的	×	目的・内容が異なる
情報発信・広報	○	○	△	両者の情報発信は法的位置づけ・性格が異なるとの立場からは重複なし。
消費者教育	○ 文科省との調整, ポータルサイト設置など	○ 独自に教材作成	×	
他省庁との事務調整	○	×	×	
国際連携	○	×	×	

※網掛け部分は、消費者庁と国民生活センターが重複していると言われている業務